

堺市会計年度任用職員採用選考募集案内

・堺市博物館（学芸員・美術工芸）



堺市文化観光局 歴史遺産活用部博物館 学芸課

1 募集内容

(1) 募集区分・募集人数・職務内容

募集区分	募集人数	職務内容
学芸員	1名	堺市博物館の常設展示に関すること 堺市博物館の企画展等の計画・開催に関すること 堺市博物館の資料の収集保管・調査研究に関すること 堺市博物館の事業の教育普及に関すること

(2) 任用期間

募集区分	任用期間	備考
学芸員	令和8年9月1日から令和9年3月31日	欠員の解消状況により、再度の任用の可能性があります。

(3) 勤務場所

募集区分	勤務場所
学芸員	堺市博物館（堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 大仙公園内）

・敷地内に通勤用の駐車場はありません。

(4) 応募資格

- ①博物館法（昭和26年法律第285号）に定める学芸員資格取得者。
- ②大学又は大学院において、下記分野を専攻した者。又はそれに類する者。

募集区分	専攻分野
学芸員	美術工芸（日本美術史）

上記①及び②を全て満たすこと。

・国籍及び年齢は問いません。

・地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は応募できません。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受付及び選考方法

(1) 受付期間

令和8年6月29日（月）必着

(2) 第1次選考

堺市会計年度任用職員（学芸員）採用試験申込書などの提出書類の審査

選考結果は、令和8年7月6日（月）以降に、すべての申込者に結果通知書を郵送します。

(3) 第2次選考

筆記試験（小論文）及び個別面接

日時：令和8年7月20日（月・祝） 午前10時00分から

※詳細は1次試験の結果通知書とともに郵送します。

選考結果は、令和8年7月末日までに可否に関わらず対象者全員に結果通知を郵送します。

(4) 備考

現在募集中のさかい利晶の杜学芸員採用試験との併願は可能です。

参考 第2次選考について

・筆記試験（小論文 60分・1,000字以内）及び面接試験（個別面接）を実施します。

・筆記試験問題

【例】「堺市博物館における美術資料を用いた展覧会の企画について」

「美術資料の保存と活用について」

3 応募方法

(1) 提出書類

① 堺市会計年度任用職員（学芸員）採用試験申込書

- ・半年以内に撮影した鮮明な写真1枚を貼り付けてください。
(写真はタテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に応募区分と氏名を記入して選考申込書にのりで貼り付けること)
- ・採用試験申込書の記入にあたっては、黒インク又は黒ボールペンを使用してください。「消せるボールペン」は使用しないでください。

② 大学又は大学院卒業（修了）証明書及び学芸員資格証明書の写し

③ 専攻分野、経験等の志望動機を記載した書面（様式は問いません）

- ・専攻分野、研究内容及び志望動機を記入してください（1,200字以内）。
- ・これまでに博物館、地方自治体文化財担当部署、文化財調査機関等での職務経験（アルバイト等を含む）がある場合は、担当した業務内容（業務補助等でも可）を分かりやすく記入してください。
- ・研究業績（主に公開されたもの）があれば、内容を簡潔にまとめてください。
- ・絵画、工芸品等の調査経験があれば、内容を簡潔にまとめてください。

(2) 提出方法

上記「(1) 提出書類」を以下に記載の「5 書類提出・問い合わせ先」に郵送してください。封筒に募集区分「堺市博物館学芸員」を明記してください。

※なお、提出書類に不備がある場合は連絡します。連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することがあります。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんのでご注意ください。

(3) その他

- ・提出書類は一切お返ししません。
- ・選考に際して取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、選考及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。
- ・受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、提出書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ・適任者がいない場合は、任用しないことがあります。
- ・電話等による合否のお問い合わせにはお答えできません。

4 報酬・勤務条件等 (令和8年5月現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。)

(1) 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員

(2) 勤務日等

募集区分	勤務日	勤務時間 (※1)
学芸員	月曜日から金曜日のうち週4日	午前9時から午後5時15分まで 1日7時間30分勤務 (休憩45分)

(※1) 行事等のため、所定外労働があります。

(3) 報酬：本市の同職種の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり (上限あり)

募集区分	報酬額 (月額)	期末勤勉手当 (※2)
学芸員	223,200 円	287,649 円

(※2) 9月1日採用の場合の金額です。

(4) その他諸手当

通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給。

(5) 週休日及び休日

週休日 (勤務日以外の日)、休日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日 (週休日に該当する日は除く)、12月29日から翌年の1月3日までの日

(6) 休暇

募集区分	年次有休休暇 (※3)	その他
学芸員	12 日	特別休暇 (介護休暇等) あり

(※3) 9月1日採用の場合の日数です。

(7) 福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険等

5 書類提出・問い合わせ先

〒590-0802 堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 大仙公園内

堺市文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課

TEL 072-245-6201 (直通)

FAX 072-245-6263

(土・日・祝日を除く 午前9時から午後5時30分まで)

※来館に際しては公共交通機関のご利用をお願いします。